

みんなで築こう 人権の世紀

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針



平成21年3月

鳥 栖 市

はじめに

国は、平成 14 年（2002 年）3 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定）を策定しました。

また、同法には地方公共団体の責務として「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。

佐賀県では、「佐賀県人権の尊重に関する条例」により人権の尊重に係る教育および啓発に関する施策を実施するための基本方針を定め、県と市町は連携協力し、行政のあらゆる分野において人権教育および啓発に関する施策の実施に努めることとしています。

鳥栖市では、平成 12 年「人権教育のための国連 10 年鳥栖市行動計画」を定めるなど、基本的人権が尊重される明るく住みやすい地域の実現をめざし、あらゆる差別などの撤廃に向けて各分野において人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。

しかし、いまだに同和問題をはじめ、学校、地域、家庭、職域など社会生活の中でさまざまな差別などが存在しています。本市において明るく住みやすい地域を実現するためには、市民、行政、企業、団体等のすべてにおいて人権意識の更なる高揚が重要な課題となっています。

そのため、本市の実情に即した「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、総合的に施策を推進することによって同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決をめざします。

第3章 分野別施策の推進 19

1	同和問題	19
	(1) 学校教育における人権・同和教育の推進	20
	(2) 社会教育における人権・同和教育の推進	20
	(3) 啓発活動の推進	21
	(4) 同和教育集会所の事業推進	22
2	女性に関する問題	23
	(1) 男女平等意識の形成	24
	(2) 男女共同参画社会づくりのための環境の整備	24
	(3) 男女共同参画を推進する社会システムの構築	25
3	子どもに関する問題	26
	(1) 啓発活動の推進	27
	(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発	27
	(3) いじめ問題への取組	27
	(4) 児童虐待防止への取組	28
	(5) 健全育成に向けての取組	28
	(6) 児童の性的被害の防止および健康被害の防止	28
	(7) 子育て支援の充実	29
	(8) 相談体制の充実	29
4	高齢者に関する問題	30
	(1) 市民意識の高揚	31
	(2) 学校における社会福祉の推進	31
	(3) 高齢者への虐待防止の取組	31
	(4) 介護サービスの充実	31
	(5) 生活支援体制の充実	32
	(6) 健康・生きがいづくりの推進	32
5	障がいのある人に関する問題	33
	(1) 社会参加の促進	34
	(2) 保健・医療の充実	35
	(3) 日常生活における支援	35
	(4) 生活環境の整備	35
6	外国人に関する問題	36
	(1) 国際色豊かな人材の育成	37
	(2) 国際理解の醸成	37
	(3) 情報提供の充実	37
	(4) 交流事業の推進	37
	(5) 民間ボランティアとの協働	37

7	患者等に関する問題	38
	(1) 啓発活動の推進	39
	(2) 企業等への啓発	39
8	インターネットによる人権侵害	40
	(1) 啓発活動の推進	40
	(2) 学校における情報教育の推進	40
9	人権に関するさまざまな問題	41
	(1) 行政の個人情報保護	41
	(2) ホームレス	41
	(3) 性同一性障害	42
	(4) その他の人権問題	42

第4章	本市における推進体制等	43
------------	--------------------	-----------

1	推進体制	43
2	国、県、他の市町および関係団体との連携	43
3	基本方針の見直し	43

第1章 基本方針の背景と理念

1 基本方針策定の背景

(1)基本方針の策定について

国は、平成6年（1994年）12月の国連総会の決議に基づき、平成7年（1995年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置、平成9年（1997年）7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、人権教育・啓発についての施策を推進してきました。また、平成12年（2000年）には人権教育・啓発に関する国、地方公共団体および国民の責務を明記すると共に、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、平成14年（2002年）3月同法に基づく国の基本計画を策定しました。

佐賀県では、知事を本部長とする推進本部を設置、平成11年（1999年）3月に行動計画（佐賀県人権教育・啓発基本方針）を策定し、県内市町と連携しながら人権教育・啓発を推進してきました。

本市では、国と県の動きに合わせ、平成11年（1999年）5月に市長を本部長とする「推進本部」を設置、平成12年（2000年）4月に「人権教育のための国連10年鳥栖市行動計画」を策定し、本市の実情に合わせた人権施策を推進してきたところです。

しかし、近年では、個人情報をめぐる問題や^{資料P1}インターネット上での誹謗中傷や差別的な情報の掲示など新たな人権問題が発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層の取組が求められている現状にあります。

このため、本市では、これまでの成果や課題を踏まえ、それらを継続しながら、新たに生じた人権に関する諸問題についても言及し、これからの人権施策の指針となる基本方針の策定を行うこととしました。

(2)人権をめぐる国内外の動き

① 国際的な動き

20世紀に起こった二度にわたる世界大戦は、多くの人命を奪いました。これを深く反省する中から、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国連（国際連合）総会において「あらゆる差別を撤廃し人権を確立することが恒久の平和を達成する基礎である」という観点により、「人権に関する世界宣言（世界人権宣言）」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、今日私たちが人権問題を考える上でのよりどころになっており、国連加盟国の中には、この宣言を憲法や国内法に取り込むなど、大きな影響力を持つものとなっています。

昭和41年（1966年）の第21回国連総会では、この宣言を具体的に条約化した「国際人権規

約」が採択されたのをはじめ、「女子に対するあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など数多くの人権に関する宣言や条約を採択するとともに、「国際婦人年」（1975年）、「国際児童年」（1979年）、「国際障害者年」（1981年）、「国際青年年」（1985年）、「国際識字年」（1990年）、「国際高齢者年」（1999年）など多くの国際年を定め、行動計画の策定などが提起されてきました。

近年では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるなど、世界中で人権教育・啓発のさらなる取組が推進され、人権に関する人々の関心の高まりとともに、国際的な取り決めが順次進められてきました。「人権教育のための国連10年」の終了に伴い、人権教育をより実効性のあるものとするために、平成16年（2004年）の第59回国連総会において「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育世界計画」決議が採択され、平成17年（2005年）からの開始が宣言されました。

こうした取組は、21世紀を人権の世紀とするために、世界のすべての国において人権尊重の精神を広げ、誰もが日常の生活において実践できる「人権」という普遍的文化の創造をめざすものです。

② 国内の動き

わが国では、昭和21年（1946年）「国民主権」「平和主義」そして「^{資料P1}基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和31年（1956年）には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たすとともに、国連が提唱する「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」など各種の国際年について、積極的な取組がなされ、昭和41年（1966年）の「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」など9つの人権に関する諸条約が批准されました。

その結果、国内法として「障害者基本法」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」などの法律が整備され、広く国民的な課題としての基本的人権の尊重や人権擁護、さらには人権思想、人権意識の普及に努められてきました。

また、わが国固有の人権問題である「同和問題」については、早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和对策審議会」が設置され、昭和40年（1965年）に「同和对策審議会答申」が出されました。

これを受けて昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法（同対法）」が施行され、昭和57年（1982年）に「地域改善対策特別措置法（地対法）」、昭和62年（1987年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別処置に関する法律（地対財特法）」へと引き継がれ、これら3つの特別法に基づき、平成14年（2002年）3月まで33年にわたる特別対策が実施されてきました。

その間、平成 8 年（1996 年）4 月に「らい予防法」が廃止され、同年 12 月には、人権擁護施策の推進は国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が制定され、本法に基づく「人権擁護推進審議会」から、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について答申がなされました。

さらに、平成 9 年（1997 年）5 月には、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」の制定、また、平成 11 年（1999 年）6 月には「男女共同参画社会基本法」が公布されるなど人権施策の動きが活発化してきました。

③ 県内の動き

佐賀県においても、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など各分野に関する人権問題の解消に向けた取組が推進され、特に、平成 7 年（1995 年）には男女共同参画社会づくりの拠点として、女性センター「アバンセ」が開館され、啓発セミナーをはじめ、女性の自立や活動、交流を支援するさまざまな事業の充実が図られています。

また、平成 10 年（1998 年）3 月には、「佐賀県福祉のまちづくり条例」、「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定されました。また、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などの分野について各種計画、プランが策定され、具体的な取組が推進されています。

「人権教育のための国連 10 年」に対する取組については、平成 9 年 12 月に知事を本部長とする推進本部を設置するとともに行動計画の策定作業を行い、平成 11 年（1999 年）3 月に「佐賀県行動計画」（佐賀県人権教育・啓発基本方針）が策定され、これに基づく諸施策が実行に移されました。「国連 10 年」終了後は、平成 17 年（2005 年）に同基本方針の見直しが行われ、改訂版の新しい基本方針が平成 18 年（2006 年）10 月に公表され、一層の推進が図られています。

2 基本方針の基本理念

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と規定され、平成6年（1994年）に開催された第49回国連総会では「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程（プロセス）である」と定めています。

また、「人権教育のための国連10年行動計画」では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義され、行動計画がめざすものとして、以下の5つを掲げています。

- 1 人権と基本的自由の尊重の強化
- 2 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- 3 すべての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、男女間の社会的平等並びに友好の促進
- 4 すべての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- 5 平和を維持するための国連の活動の促進

これらのことから、人権教育とは人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育および社会教育で行われる教育活動であり、私たちは主体的に学び、その成果を日常生活の中で生かしていくことにより、人権という普遍的文化が構築されるように努めなければなりません。

(1)基本理念—共生社会の実現

今日、世界では経済の発展や科学技術の向上などにより、人、物、情報などが国を越えて自由に行き交うようになりましたが、今なお世界各地で地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなどの人権問題が後を絶ちません。また、地球温暖化をはじめとした環境問題は、地球規模での深刻な問題となっています。

これらの諸問題については^{資料P1}グローバル化が進展し、いわば狭くなった地球の中で国際的な対応、対策が必要とされていますが、同時に現代に生きる私たちの日常の行動が世界につながっていることを認識することが大切です。そして私たち一人ひとりが地球的視野から物事を考え行動する、「地球市民」としての意識の形成がますます重要になっています。

人はそれぞれに異なる生活文化を持ち、個性や価値観も違い、世界には民族や国籍、宗教などの異なるさまざまな人たちが共に生活しています。これらの違いを否定して同質化を求めたり、同質なものの中に違いや序列をつくりだして排除したりするような状況を認めてはならず、私たち一人ひとりに、個性や違いを尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合い、共に生活していく「共生」の心が強く求められています。

このことについて日本国憲法では第 14 条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。

基本方針では、性別や国籍、世代などさまざまな違いを越えて、お互いがお互いを認め合いながら、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

(2)目標—人権文化の創造

人権とは、人が持っている基本的な自由と権利のことで、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものです。すべての人間は、人として生きていくための権利を生まれながらにして持っており、何人も侵すことは出来ません。人権は現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利であり、人権の尊重は人類普遍の原理としてわが国の憲法の基本的な理念の一つとなっています。

人権文化を創造していくために、私たちは自分の生き方を大切にしながらも他者の人権も尊重しなければなりません。そのことによって育まれる「共生意識」というべきものを、人々の日常生活の中に定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させていくことが重要だと考えます。

基本方針では、人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標としています。

(3)基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に定着させるためには、人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が人権について主体的に自ら学び行動していくことが必要です。

「人権教育のための国連 10 年」の決議において、「人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学びまたその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」とされています。

市民の人権に対する関心は多様で程度もさまざまです。このことを考慮しながら、本市では、市民の誰もが生涯を通じ人権問題を身近な学習課題のひとつとして主体的に学び、人権尊重のための取組を日常生活の中で生かしていけるよう効果的な人権教育・啓発活動を継続的に推進することとします。

3 基本方針の性格

この基本方針は、平成 12 年（2000 年）12 月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および県の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の趣旨を踏まえ、「ハートオブ九州 21 鳥栖プラン（第 5 次鳥栖市総合計画）」との整合を図りながら本市が今後実施すべき人権教育・啓発についての方向性を明らかにするものです。

また、人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの認識のもとに、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政、関係機関、事業者、団体、市民などがそれぞれの役割を踏まえた上で連携、協働しながら人権教育・啓発を推進するものです。

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要であり、その推進には、市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

市民のあらゆる立場の人が、あらゆる機会に自主的に取り組む人権学習は、その人の毎日の生活の中で実践されてはじめて「人権」という普遍的な文化の形成につながります。

市民一人ひとりの実践とは、他人の「こころ」を大切に、相互に理解を深め、ふれあいの輪を広げることで、人権尊重の意識と感覚を日常生活の基盤のなかに取り入れていくこと、そして、お互いが尊重しあう社会を実現するために努力していくことです。

そのためには、学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場において、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、^{資料P.5}HIV感染者、外国人などすべての人の人権が尊重され擁護されることについて学習するように要請し、市民の人権意識の高揚に取り組まなければなりません。

(1) 就学前教育機関

《現状と課題》

近年では、少子化、核家族化、都市化などにより子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中で幼児期における教育は、人格形成に大きな影響を持つ大切な時期であり、学校教育における成否もこの就学前における教育を抜きにして考えることはできません。

最近の幼児は、子ども同士で遊ぶときに必要とされる自主性、協調性、問題解決能力などさまざまな力が弱くなってきていると指摘されており、子どもが育つ上で最も重要な人間関係が希薄になることが危惧されています。

したがって、就学前教育機関における人権教育・啓発の推進は、人間の生き方の基礎をつくる幼児期における教育の役割として大きいといえます。

《施策の方向》

就学前教育機関における人権教育にあたっては、このような現状、課題を踏まえて、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人を思いやる心といった、豊かな人権感覚の基礎、基本を培うことが大切です。

このため、この時期は特にこれらについて意識的に教育することが重要であり、より力を入れて取り組みます。

①集団活動の機会の確保

幼児は人とのかかわりの中で、感情のコントロールや思いやり、協力することの大切さを学び、愛情と信頼感が育まれます。また、友達と一緒に何かをやり遂げようとする中で、責任感や我慢について学んでいきます。

このため、集団とのかかわりの中で幼児の自己実現が図られ、一人ひとりを生かした集団活動の機会が十分に確保できるよう努めます。

②地域や家庭との連携

幼児期は、自我が芽生えると同時に、他者を意識して思いやることにより自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期であるといわれています。また、心身の成長や発達が著しく、個人差が大きいので、発達の過程や生活環境など一人ひとりの子どもの特性に十分留意する必要があります。

このため、地域や家庭との連携を密にし、子どもの健康、基本的な生活習慣、社会性や言葉の発達などを十分に身につけることができるよう配慮した就学前教育を行います。

③幼児教育に関する職員などの研修充実

幼児期には、人の心に共感したり、人や自然を大切に思いやりとやさしさを持ったりする「こころ」を大人から学んでいきます。

このため、幼児教育に関する職員などに対して心の問題といわれる人権問題についての研修を強化し、また保護者を含め、幼児への指導的立場にある方々へ啓発を推進し、人権に対する感性を高揚させるよう努めます。

(2)学校教育

《現状と課題》

学校教育では、児童、生徒の可能性を最大限に伸ばし、個性と能力に応じた自己実現を図っていく中で、社会人としての能力や態度、豊かな感性を身につけ、健康でたくましい心身をつくるとともに、「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

本市では、佐賀県人権教育・啓発基本方針に基づき、基本的人権の尊重の精神を育む取組を、就学前教育から小中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進してきました。

また、人権教育に対する責任の大きさを自覚し、その基本に立脚して児童、生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、すべての児童、生徒が真に人間の尊さを認識し、進んで自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう努めてきました。

さらに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題についても、その正しい理解により偏見と差別をなくす取組を進めています。

しかし、そうした取組にもかかわらず、あらゆる差別の事象は後を絶たず、また、人権意識に関わる深刻な問題であるいじめや不登校などもあり、解決すべき課題が多く残されています。

《施策の方向》

学校教育では、このような現状、課題を踏まえて、これまで推進してきた人権・同和教育の成果と教訓を生かしながら、児童、生徒が自他の人権について関心を深められるような取組を実践することや、それを積み重ねていくことが大切です。

本市では、子どもたちが人権について正しく理解し、人権問題を解決しようとする意欲や態度が十分に身につくような体制づくりに努めます。

①教育活動全体を通じた人権教育の推進

児童、生徒は、友だちや教師とともに学び合い、活動する中で自分が人間として大切にされ信頼されていることを実感できるものであり、教科における人権教育だけでなく、学校での教育活動全体を通して人権尊重の意識が高まるような学習内容の構築に努めます。

また、児童、生徒の実態を踏まえ、興味や関心を高めながら、生活の課題をテーマとした参加体験型の学習を積極的に取り入れるなど効果的な学習方法の改善、工夫に努めます。

②教職員の研修の充実

人権感覚に満ちあふれる児童、生徒の育成のためには、教職員の人権意識と資質の向上が最も大切です。

このため、教職員自らが基本的人権の尊重に相反するさまざまな現実に学びながら、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、また、専門的知識や技術の取得ができるような計画的、実践的な研修の充実に努めます。

③幼保小中の連携

人権教育を進めるにあたっては、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた系統的な指導が必要です。そのためには、学校における人権教育の重要性を改めて認識するとともに、各学校の状況に応じた人権教育の課題を明確にして、地域の各学校が、相互に綿密な連携を図りながら推進することが大切です。

また、学校における人権教育は、人格形成の根幹に関わる問題であり、指導にあたる教職員の認識や態度が大きな影響を及ぼします。園長、校長を中心とする人権教育推進のための園内、校内推進体制の確立が必要と思われ、すべての教職員が人権問題に対する研修を積み重ねるとともに、地域の各学校が互いに連携を強めるよう努めます。

④学校、家庭、地域社会の連携

人権教育は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、三位一体となって取り組むことにより一層の効果を生みます。特に、児童、生徒に対する人権教育をより効果的にするには、家庭において保護者が人権教育を正しく理解したうえで子どもと接することが大切です。

そのため、^{資料P.5}PTAなどの関係団体と十分に連絡、調整を図り、協力を得ながら、あらゆる機会をとらえて、家庭や地域社会との連携を深め地域ぐるみの人権教育を一層推進し、さまざまな人権問題の解決に取り組むように努めます。

(3)社会教育

《現状と課題》

人権教育のめざすものは、不当な差別をなくし、すべての人の基本的人権が保障される、自由で豊かな社会を築いていこうとする意欲と実践力を持った人間を育成し、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障がいのある人などが抱えるすべての人権問題の早期解決を図ることにあります。

本市の社会教育における人権教育は、地域を基本に進め、市民、教職員、事業所などが参加する各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実に取り組みながら、家庭、地域などのあらゆる場において、人権意識を高める教育・啓発活動を推進してきました。

人権に関する講演会などへの平成19年度の参加者は7,000人を超え、同和問題講演会の参加者アンケート調査では回答者の約86%が「良かった」と回答し、一定の評価が得られたことから、市民の人権問題に対する正しい理解と認識は深まりつつあると考えます。

しかし、依然として、人権侵害、潜在意識としての偏見や差別観念は存在し、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を効果的、継続的に推進する必要があります。

《施策の方向》

社会教育では、家庭や地域などあらゆる場で、実態に応じたさまざまな人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

今後も、各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実に図り、人権に関する学習機会の提供に努めます。

①指導体制の拡充

同和問題をはじめとする人権教育に関する学習活動を積極的に推進するために、社会教育指導員を育成し、人権教育の内容、指導方法の創意工夫に努めます。

さらに、社会教育担当者や各地区公民館長などを人権・同和教育の指導者として育成するとともに、資質の向上を図り、人権問題学習会などの開催に努めます。

また、これら人権・同和教育の指導者が、相互に連携を図りながら指導体制の拡充に努めます。

②社会教育関係団体における人権教育・啓発の推進

地域社会が一丸となって人権教育を推進していくためには、地域活動の中核としての役割を担っている社会教育関係団体の果たす役割は大きく重要です。このため、PTAをはじめとするさまざまな社会教育関係団体における自主的な学習活動を奨励、支援し、あらゆる機会を活用し連携と協調を図りながら、人権教育の学習の場づくりに努めます。

③市民意識調査の実施

本市では平成19年度に「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、20歳以上の市民947人から回答を得ました。この市民意識調査は市民の人権問題に関する理解や認識など、これまでの学習、啓発の成果や問題点を明らかにし、今後の取組を効果的に進めるための指針となる基礎資料を得るために実施したもので、今後必要に応じて「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、結果については市報などにより市民に公表します。

(4)一般社会

《現状と課題》

一般社会における人権教育の推進については、これまでも同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、社会教育のあらゆる機会において、人権意識を高める教育・啓発活動に努めてきました。

しかし、いまだ人々の心の中には潜在的に差別意識が存在し、あらゆる差別の事象が後を絶たないという現状があり、市民一人ひとりがあらゆる差別をなくそうとする意識を持つことが重要です。

《施策の方向》

一般社会においては、関係機関、団体と連携し、また、企業等への積極的な研修の働きかけを行いながら、継続した教育・啓発を進めるとともに、より効果的な教育・啓発ができるよう内容と方法の創意工夫に努めながら、市民への人権教育・啓発を推進します。

①市民への啓発の推進

人権教育・啓発については、人権尊重が平和の基礎であるという国際的な取組を踏まえながら、すべての人権問題に視野を広め、指導者や推進団体の育成など人権教育・啓発の推進体制の整備を行います。また、市民が主体的に参加し、自由に意見交換できる人権教育・啓発の場を拡充します。

●広報による啓発

広報を利用した啓発は、誰もがわかりやすく理解しやすいことが重要です。情報の提供は一方的になりがちなので、従来の方法にとらわれることなく、その内容、方法について工夫します。

具体的には市報、^{資料P4}ホームページ、^{資料P4}マスメディアなどの活用により、人権に関する特集や関係する講座の案内を掲載するなどの啓発に努めます。

●啓発資料の活用

市民に親近感をもってもらい、より多くの人々の目にとまるよう、効果的な各種啓発資料の作成、活用について工夫します。

具体的には、国や県が利用している^{資料P4}リーフレットやポスター、パネルなどを活用すると共に、市独自の資料の作成に努めます。

●イベント開催による啓発

イベント開催は、市民自身が主体的、積極的に学習意欲を高める場として有効な啓発手段です。本市では年1回の街頭^{資料P1}キャンペーン、大型商業施設でのパネル展、年2回の庁舎内パネル展などを開催しています。今後もより多くの市民が気軽に参加できるよう創意工夫して啓発に努めます。

②相談・支援体制の充実

本市の人権に関する相談窓口は、月1回開催している^{資料P2}人権擁護委員による人権相談があります。

今後も、市民が人権に関するトラブルや悩み、困りごとなどを気軽に相談できるように、関係機関との連携も図りながら相談活動の充実に努めます。

(5)企業

《現状と課題》

人権尊重の取組は企業においても積極的に行われなければなりません。企業は社会性、公共性を有しており、顧客、従業員、株主、地域住民、社会一般などに対し、各種の社会的責任を担っています。

昭和50年（1975年）に「部落地名総鑑」の存在が明るみに出て、企業のあり方が厳しく問われ、「社会的責任」が強調されてきました。当時は、企業の立場が第一に考えられており、社会的責任としての人権問題は軽視されがちでしたが、「企業内同和問題研修推進制度」（現「公正採用選考人権啓発推進制度」）が設けられ、平成11年（1999年）には、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する指針」が示され、就職差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止などが明記されました。

こうした状況の中、人権・同和問題に対する意識について、公務員や教職員と民間企業従業員を比較した場合、企業においては研修会への参加や人権・同和教育の必要性などについて、まだ認識が広まっていないため、啓発、支援を推進していく必要があります。

また、事業主に対しては、人権教育・啓発に対する正しい理解と認識を深めるため、今後もより一層の啓発の強化を図る必要があります。

《施策の方向》

企業においては、人権・同和問題に対する正しい認識と人権・同和教育の必要性を広げていくための施策を推進します。

①研修の充実と情報の提供

資料P1
公正採用選考人権啓発推進員との連携を図りながら、資質の向上をめざした研修など人権教育・啓発に関する情報を提供するように努めます。

②企業への啓発の推進

各企業の代表者や採用担当者などへ人権教育の啓発、研修に取り組むよう積極的に働きかけを行うなど、適切な指導、助言に努めます。

2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、さまざまな分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通じて人権・同和教育および啓発の取組が必要です。特に人権へのかかわりが深い特定の職業に従事する人（市職員、教職員、社会教育関係者等）に対しては、重点的な人権教育・啓発が必要です。

(1)市職員等

地方自治体は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任があります。この役割を果たすためには、行政に従事する職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重、遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととしてとらえる深い知識と理解が必要です。

このため、本市では人権尊重の視点に立ち、個々の職務内容に応じて、すべての職員が、豊かで確かな人権感覚を身につけるよう研修内容のさらなる充実を図ります。

(2)教職員等

人権を尊重する意識を社会に根付かせるためには、教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。その中で教職員は、児童、生徒に接して指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。

教育に携わる者として教職員は、学校教育の現状や課題を十分に理解し、豊かな人権感覚を身につけ、自らの資質の向上に努めていくことが必要です。

今でも教育現場では、差別事象の発生やいじめ、不登校などの問題が起きている現状があります。こうしたことから、教職員が人権について理解と認識を深めるなど自らの人権意識の向上を図りながら、子どもたちが相手を思いやり、自分のこととして考えることができる心が育つような取組を進めることができるように、教職員の人権意識に関する研修をさらに充実させます。

(3)社会教育関係者

公民館、図書館などの関係者は、地域を基盤に活動しており地域住民と密接なかかわりがあるため、人権問題についても大きな影響力があります。地域住民に人権意識を持ってもらうには、社会教育関係者が人権問題に対する幅広い理解と認識を持つことが必要です。

そのため、社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう、充実した内容の研修を行い、県主催の指導者養成講座へも引き続き参加していきます。

(4)福祉関係者

子ども、高齢者、障がいのある人など、社会的弱者といわれる立場にある市民と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子自立支援員、福祉事業従事者）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人の^{資料P3}プライバシーへの配慮が特に必要です。

人権を尊重することは、平等な対応ができるということであり、誰もが公平な福祉を受けられることにつながります。

福祉関係者には人権意識を深めることが重要な職務であることを踏まえ、新しく委嘱、採用された時の研修や、その後の段階的な人権教育や研修の機会が得られるように働きかけていきます。

(5)医療・保健関係者

医療技術の進歩、市民の生活水準の向上などにより健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した質の高い医療や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し、患者本位の医療を提供することが求められており、そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

また、患者が納得して、安全で適正な医療を受けることができるよう、^{資料P1}インフォームド・コンセントの徹底や、適切な患者の人権を尊重するため、医師や看護師など医療関係者に対する人権教育に関する研修などの充実が図られるよう関係機関、団体へ県と連携して働きかけを行います。

3 効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の意識を広く市民に定着させ、発展させていくための人権教育・啓発を推進するにあたっては、社会教育指導員などの資質の向上や教育内容の充実を図り、関係機関、団体と連携し、地域に密着した人権教育・啓発の推進や学習環境の整備が必要です。

さらに、きめ細かで効果的な研修を行うためには、啓発や指導する人材の育成、教材の開発、啓発・学習プログラムの作成等が必要です。

本市では、人権教育・啓発の効果的な推進を図る施策として、次のような取組を行います。

(1)人材の育成と活用

①指導者の育成

人権意識を高めていくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として認識し学習を継続することが必要であり、そのためには研修会の果たす役割が重要です。その際、効果的な人権教育を進めることができるように、人権・同和教育の指導者の育成が必要です。

そこで、地域における人権・同和教育を一層推進するため、各地区公民館館長、主事などを対象とした研修会、講演会などへの積極的な参加を促し、指導者としての資質の向上と育成に努めます。

②人材の活用

企業、各種団体等に対し、人権・同和問題に関する研修会の開催を呼びかけ、指導員を派遣するなど、関係機関と連携して地域、職場における教育・啓発が推進されるよう指導、支援を行います。

(2)情報提供の充実・強化

本市が平成19年度に実施した人権・同和問題に関する意識調査の中で、「人権・同和問題を正しく理解するための各種啓発活動の中で、見たり、聞いたり、読んだりしたもの（要旨）」との問いに対して、「県民だよりや市報」がもっとも多く、次に「パンフレット・小冊子・ポスター」が多くを占めました。

このことから、このような印刷物による情報提供が効果的であり、しかもこれらは情報を保存、確認することも容易です。

また、今日では情報化社会が日々進化しており、インターネットやテレビ、ビデオ、^{資料P4}CATVなど多様なメディアを活用した情報提供が考えられます。

今後、さまざまな方法を工夫しながら、市民への効果的な情報提供を図るよう努めます。

(3)参加しやすい講演会の開催

市民が参加しやすい講演会を開催するにあたっては、和やかな雰囲気の中に、身近な人権や差別についての問題意識を呼び起こすような題材が織り込まれていることが大切です。

本市では、8月の佐賀県同和問題啓発強調月間中に「同和問題講演会」を開催しています。この講演会は、同和問題について造詣の深い著名人を招くことで市民に関心をもってもらい、気軽に参加できるように配慮しながら実施しています。

今後もこの取組を継続するとともに、啓発映画の上映、啓発パネルや標語などの資料を展示するなど工夫し、これまで人権・同和問題にあまり関心を示さなかった市民に対しても、気軽に参加していただき、また理解が深まるように努めます。

(4)教材・学習プログラムの開発

①教材

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、多くの市民が人権問題に興味、関心を持ち、正しい理解と共感を呼び起こさせることが重要です。

このため、これまでの人権に関する教材の活用を図るとともに、身近にある地域の学校や、関係機関などの持つ豊富な教材や最新の研究資料などをもとに新たな教材の開発に努めます。

さらに、就学前教育機関等や小中学校およびさまざまな関係団体と連携しながら、発達段階に応じた指導資料の開発、指導方法の改善などに努めます。

社会教育や職場内教育・研修については、学習者のニーズに応じた教材の開発および情報の提供に努めます。

②学習プログラム

人権学習とは、単に知識を得るだけではなく、学習者の人権意識を向上させ、人権尊重のための取組に対する意欲を育てるものでなければなりません。

学校教育では、児童、生徒の発達段階に応じた人権に関する教育計画を作成し、「人権の大切さを理解し、あらゆる差別を許さない」態度が身につくよう教育内容の充実を図ります。

社会教育では、地域住民が人権問題を自らの課題としてとらえることができるよう、学習内容の充実を図り、人権教育を進める組織、団体と連携しながら、それぞれの課題解決へ向けた効果的なものとなるよう学習プログラムの開発に努めます。

また、企業の職場内教育、研修においては、基礎的なものから専門的なものまで、職務に応じた体系的な学習プログラムの整備充実に努めます。

(5)各種団体との連携

人権教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中での連携はもとより、社会教育関係団体をはじめ多くの民間団体との連携が必要です。

これらの連携により、人権教育・啓発への取組の推進に努めます。

(6)相談・支援体制の充実

近年の都市化、核家族化、少子高齢化の進行といった社会の変化は、子どもや大人の意識、あるいは地域社会の形成に大きな影響を及ぼしています。こうした社会の変化に伴い、多様化、複雑化した市民のあらゆる人権問題に、迅速かつ適切に対応できるための行政の体制がますます重要になっています。

①相談員と支援体制

人権擁護委員や民生委員・児童委員、家庭児童相談員、教育相談員などの市民に身近な相談員を活用した相談窓口の充実を図り、福祉事務所をはじめとする庁内各課や県保健福祉事務所、警察などとの連携を強化し、相談、支援体制の充実に努めます。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

《現状と課題》

同和問題とは、昭和40年(1965年)同和対策審議会答申において、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民権的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である。」とその本質が述べられているとおり、日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決は国民的課題となっています。

本市では、昭和44年(1969年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間に3度にわたり制定された特別措置法に基づき、市政の重要な課題と位置付け、市民の同和問題に対する差別意識を変革し、解決に向けた正しい理解と認識を高めていくための啓発に取り組んできました。

学校教育では、教職員の研修の充実に努めるとともに、県や市の教育方針に基づき、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を取り上げ、理解と認識を深めながら、差別意識の解消に向けた教育を積極的に推進してきたところです。

社会教育においても、人権の尊重を根幹として、学校、家庭、地域社会など多くの市民を対象に、広報活動や講演会、パネル展、職員や企業、各種団体等への研修、学習会の開催などにより同和問題の早期解決をめざした教育及び啓発を推進してきました。

平成19年度に実施した人権・同和問題に関する鳥栖市民意識調査の結果では、本市での同和問題についての正しい理解は着実に深まりつつあると考えますが、一方では研修会などへの参加者がやや固定化する傾向にあることや、同和問題が観念的には理解できるが、自分自身の問題としてなかなか受け止められないといった声もあり、これからの同和教育を推進していくうえでの課題となっています。

近年では、インターネットなどを利用した差別的情報の書き込みなどが顕在化するなどしており、今後も、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取組を促進するため、なお一層効果的な啓発に努める必要があります。

本市が実施してきたこれまでの取組は、あらゆる人権問題の解決や共生社会の実現に向けた取組の重要な指標になるものでもあり、これらの成果と経緯を踏まえつつ、今後も同和教育・啓発活動の着実な推進を図っていくことが求められています。

《施策の方向》

平成8年(1996年)5月の「地域改善対策協議会の意見具申」また、「人権教育・啓発の推進に関する法律」を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と各種研究の成果などを踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を発展

的に再構築しなければなりません。

本市では、これからも同和問題における歴史的な背景やこれまでの問題解決への取組の経緯を十分に認識し、教育・啓発を中心とした効果的な取組を推進します。

(1) 学校教育における人権・同和教育の推進

学校教育における人権・同和教育は、部落差別をはじめ高齢者、障がいのある人、女性に対する差別など、あらゆる差別解消のための教育です。

本市では、人権・同和教育に対する責務の大きさを自覚し、児童、生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、すべての児童、生徒が真に人権の尊さを認識し、いかなる差別も許さない態度を身につけることができるように努めます。

さらに、自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう、すべての教職員の理解のもとに学校教育のあらゆる場面で人権・同和教育に取り組むよう努めます。

(2) 社会教育における人権・同和教育の推進

同和問題については、市民一人ひとりが自らの課題としてとらえ、解決に向けて主体的に努力、実践していく必要があります。

そのためには、各人が同和問題について正しい理解と認識をもち、人権意識を向上させ、自身はもとより、他人の人権を尊重する態度と行動を身につけることが大切です。

地域社会は、さまざまなふれあいや体験を通して社会の構成員としての成長を促す大切な場であり、社会教育における人権・同和教育は人権尊重の意識を育むうえで大きな役割を果たすものです。

このことから、社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育における学習機会をとらえ、人権教育・啓発に積極的に取り組みます。

また、家庭、学校、地域の三者が相互に連携を図りながら、あらゆる機会をとらえた教育・啓発活動を進めます。

(3)啓発活動の推進

①市民への啓発

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、同和問題についての正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を積極的に推進します。

啓発にあたっては、日常生活や地域など身近なところにある課題を探り、人権問題が市民の日常生活と密接なかかわりがあることを自覚、認識してもらうことに力を入れ、市報やホームページ、パンフレットなどを利用した啓発や、参加しやすい講演会の実施など、だれもが理解しやすい情報提供を行います。

②企業等への啓発

就職の機会均等を確保することは同和問題を解決するための重要な課題です。このことから、雇用主が同和問題についての正しい理解と認識のもとに、差別のない公正な選考、採用を行うことが必要不可欠です。

しかし、選考や採用時の統一応募用紙趣旨違反や面接時の人権侵害質問など、雇用主の同和問題についての理解と認識が十分でない現状にあります。

このため、企業への啓発を推進するとともに、差別のない明るい職場づくりを進めるため公正採用選考人権啓発を推進している公共職業安定所の取組に協力します。また、市内の企業や商工農林団体、社会福祉施設などに、職員に対する啓発・研修に取り組むよう働きかけます。

③^{資料P1}えせ同和行為に対する啓発

えせ同和行為は、行政や関係機関・団体が努力している同和問題の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や問題に対する国民の印象を著しく損ねるものです。さらに、この行為は国民に対して誤った意識を植え付けることにもなり、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。

えせ同和行為を排除するためには、まず同和問題を正しく理解することが何よりも重要であるとともにも不当な要求には毅然とした態度をとることが大切であり、関係機関等と連携を図りながら、なお一層の啓発に努めます。

(4)同和教育集会所の事業推進

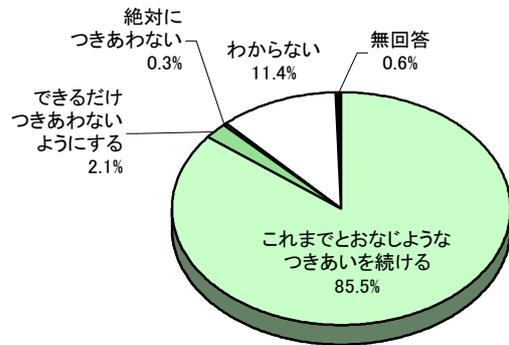
本市では、同和問題の完全解消は行政の責務であるとの認識のもと、市民の同和教育の向上と日常生活課題の教育的な場として同和教育集会所を設置し、各種教養講座、相談をはじめ人権・同和問題に関する会議など、同和教育の推進を図ってきました。

同和教育集会所は、こうした各種講座の活動を通じた仲間づくりや文化の向上が図られるなど、同和教育推進の場としての役割を果たしてきました。

これからも、地域社会の中で開かれた施設として、地域住民や社会教育団体などの学習や教養講座などの文化活動などの場として多くの市民が利用できる施設として充実を図るとともに、これまでの住民相談事業の充実をはじめ、核家族化や高齢者世帯の増加に伴う社会福祉に関する取組や人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための活動の推進を図る場として充実に努めます。

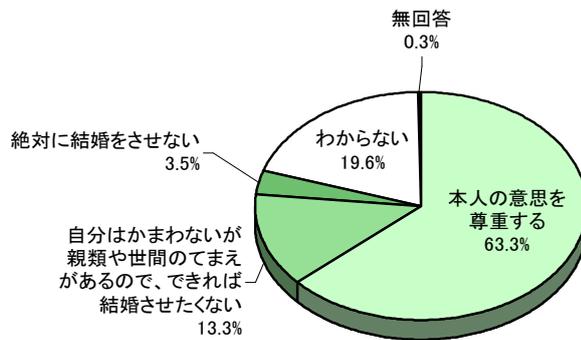
平成 19 年度鳥栖市民意識調査

【親しく付き合い合っている人が同和地区出身であることがわかったときの態度（付き合い方）】



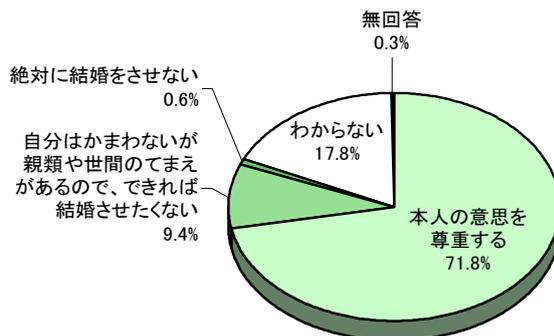
【N=947】

【子どもの結婚相手が同和地区出身であることがわかったときの態度】



【N=947】

【親戚や親しい人の結婚相手が同和地区出身であることがわかったときの態度】



【N=947】

2 女性に関する問題

《現状と課題》

昭和 21 年（1946 年）に公布された日本国憲法において、個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現が図られてきました。同年の衆議院議員選挙は男女平等の普通選挙としてはじめて実施され、39 名の女性衆議院議員が誕生しました。その後、女性の社会的地位向上への取組は、国際的にも昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会において「女子差別撤廃条約」が採択され、平成 5 年（1993 年）の第 48 回国連総会では、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、さらに、国連環境開発会議や国際人権開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調されました。

また、平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、「女性の権利は人権である」とうたわれ、その「行動綱領」では「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」など 12 の重要課題が取り上げられ、具体的な行動が提案されるなど問題解決に向け動き始めました。

わが国では、平成 8 年（1996 年）に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン—21 世紀の新たな価値の創造—」を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、平成 11 年（1999 年）4 月には、雇用の分野での男女の均等確保を一層深めるため、男女雇用機会均等法の一部が改正、同年 6 月には、男女共同参画社会基本法が成立し、国は男女の人権の尊重等を基本理念として、豊かで活力ある「男女共同参画社会」の形成促進に関する総合的施策を策定し、実施する責務を有することを明らかにしました。このように、わが国では女性の人権確立に視点をおいたさまざまな施策が展開されています。

本市では、現在「鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画 2008～2012 年）」を進めており、「男女の人権尊重と男女共同参画意識を育てるまちづくり」を基本目標の一つにし、啓発活動や男女共同参画の視点に立った教育や体制の整備を進めているところです

しかし、現実の社会では女子学生の就職難や就業形態の男女差による賃金格差はあり、その他にも^{資料 P 3}セクシュアル・ハラスメント、^{資料 P 5}DV（ドメスティック・バイオレンス）など、女性の人権を著しく侵害する事例が後を絶ちません。

こうした女性を取り巻く状況を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画し、個性と能力を生かすことができる社会を形成するために、社会の意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

《施策の方向》

本市では、「鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画 2008～2012 年）」の基本目標を踏まえ、男女がお互いの人権を尊重し、真の男女平等意識の定着を図り、男女共同参画社会を形成するための取組を積極的に推進します。

(1)男女平等意識の形成

①社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進

男女共同参画社会を形成していくためには、社会的につくられた性（ジェンダー）に敏感な視点で性別による固定的な役割分担意識をはじめとした、さまざまな分野に存在する社会的慣習を見直していく必要があります。

そのために、男女平等に視点を置いた講演会やシンポジウム、フォーラムなどを開催するとともに市報やホームページ、ポスターなど多様なマスメディアを通して、男女平等の意識が広く市民の中に定着するよう継続して啓発活動を推進します。

②男女平等の意識を育む教育・学習の推進

男女平等と人権尊重についての意識は、幼児期から家庭や学校、地域社会の中で形成されることから、発達段階に応じた教育、また、あらゆる機会をとらえて男女平等の意識を育む教育・学習を推進します。

③人権意識の啓発推進

真の男女共同参画社会を実現するためには、人権に関する意識づくりが重要です。

お互いが一人ひとりの人間として尊重される社会の創造をめざした学習会の開催や性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、DVといった主に女性が被害者となる人権侵害の根絶をテーマとした講演会や学習会を開催するなど正しい人権意識の啓発に努めます。

(2)男女共同参画社会づくりのための環境の整備

①女性の健康支援体制の整備

女性は、妊娠や出産、また思春期から更年期にいたるライフサイクルの中で、男性と異なった健康上の問題に直面する場合があります。

このため、学校、家庭、地域社会と連携し、幼児期からの性教育を推進するとともに、県の支援を得ながら女性の^{資料P4}リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の確立をめざした取組を推進します。

また、日常の健康管理や生活習慣病などの早期発見のため、健康診断やがん検診の受診勧奨を図るとともに、健康相談の充実や健康教室を開催します。

②職業、家庭、地域生活の両立を支援する環境の整備

男女が共に社会に参画していくためには、職場における働く環境の整備や家庭を構成する男女が相互に協力して家庭や地域における活動を両立できるようにすることが重要です。

このため、保育所などの拡充や介護制度の充実に努め、男女が積極的に地域活動や職場に進出できるような生活環境の整備を図ります。

(3)男女共同参画を推進する社会システムの構築

①意思決定過程への女性の参画

女性が経済、社会、文化などのあらゆる分野に男性と平等に参画し、持てる能力を十分に発揮することは、調和の取れた社会発展に極めて重要なことです。

このため、本市では、各種審議会、委員会等への女性委員の登用を促進し、企業や団体等に対しても国や県と連携して、意思決定過程への女性の参画について啓発を推進します。

②市民団体との連携

男女共同参画社会を実現する新しい社会システムを構築することは、行政だけの取組では不可能です。このため、各種市民団体と連携して男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進します。

③男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

男女共同参画社会の早期実現をめざして、「男女共同参画社会基本法」に基づく国や県の施策を踏まえ、鳥栖市男女共同参画行政推進会議を中心に全庁的な取組を推進します。

3 子どもに関する問題

《現状と課題》

子どもは大人と同じように一人の人間として尊重され、安心して生活できる権利を持っています。子どもの健やかな成長はすべての人々の願いであり、日本国憲法では、基本的人権を憲法の基本理念に掲げており、これに基づく教育基本法、児童福祉法等には、すべての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。

わが国では、昭和 26 年（1951 年）に「児童憲章」を制定しました。また、平成 6 年（1994 年）には「児童の権利に関する条約」が批准され、子どもの利益を優先させるという条約の精神に沿って、児童福祉法の改正やその他の施策の充実を図りました。さらに、平成 12 年（2000 年）には被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しました。

本市では、これまでに「子育て支援計画（エンゼルプラン）」や「地域保健計画（うららトス 21 プラン）」において、子どもの健全育成や子育て支援などに関する施策の方向性を取りまとめ、平成 17 年 3 月には「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、各種施策の実施や数値目標を具体的に挙げ、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めてきました。

今日、物は豊かになり私たちの生活は便利になっていますが、その反面、少子化や核家族化の進行、生活様式、価値観が大きく変化したことで、家庭や地域での連帯感が希薄化し、親から子へ、お年寄りから若い世代へと受け継がれてきた子育ての知恵が失われつつあり、子どもを取り巻く環境も大きく変わってきています。

学校においては、いじめが問題化し、ときには自殺行為に至るなど深刻な事態となっています。また、暴力の容認や性的感情をいたずらに刺激する雑誌、ビデオ、DVDなどの有害物や覚醒剤などの薬物乱用、さらには、インターネットを通じたわいせつ画像の氾濫など青少年を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。

家庭においては、しつけなどの教育力の低下や虐待、育児放棄など、子どもの健やかな成長が阻害される要因が顕在化しています。このようなことから、地域社会全体で子育てに取り組む環境づくりや安心して子どもを産み育てられ、子どもの安全安心が確保された社会づくりが急務になっています。

《施策の方向》

市民一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせる社会の構築をめざして、人権尊重の精神を定着させ、児童、生徒の健全育成のための諸施策を推進していくとともに、子どもの人権尊重および擁護に向けた取組が必要です。

また、すべての子どもは、大きく伸びていく可能性を秘めており、愛情や信頼感などの豊かな人間関係の中で成長していくことによって、人を思いやる心を育てていくことができます。こうしたことから、児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の普及を図るために啓発を積極的に行うとともに、子どもが成長していく社会環境の点検や改善、あるいは学習機会の提供などを積極的に推進します。

(1)啓発活動の推進

児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の一層の周知と、子どもたちを取り巻く諸問題に対する社会的関心を高めるため、市報やホームページ、テレビ、ポスターなどを活用した啓発活動の展開や各種研修会を実施します。

(2)子どもの権利に関する理念の教育・啓発

子どもが人種、性、出身などで差別されることなく、権利の主体として認められ、すこやかに成長し、発達していくことを保障するため、家庭をはじめ地域社会全体が最善の努力をしていくことが必要です。

そのためにも、「児童の権利に関する条約」について、その主旨と内容を広く市民に周知するとともに、子どもたち一人ひとりの特性を生かし、個人を大切する教育が行われるように、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に努めます。

(3)いじめ問題への取組

いじめや暴力をはじめ、体罰などの問題は、児童、生徒の人権に関わる重大な問題です。また、不登校の問題も社会的な問題となっており、これらの問題の防止や解決を図る必要があります。

学校においては、一人ひとりの児童、生徒を大切にされた教育活動を展開するとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、子どもの相談や指導を積極的に進めるなど社会全体が一体となった取組を推進します。

また、子どもの社会生活への適応や子育てに対する支援等を図るため、^{資料P2} スクールカウンセラーや^{資料P2} スクールアドバイザーなどを活用した各種相談事業を実施し、教育相談体制の充実を図ります。

(4)児童虐待防止への取組

児童虐待については、早期かつ的確に把握し、子どもの安全を確保し、心身の健全育成が可能な措置が必要です。しかし、児童虐待はその大部分が家庭内で生じる事件であるだけに、学校や行政だけでその正確な実態を把握することは極めて困難です。

国においては、平成 12 年（2000 年）5 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、また、平成 16 年（2004 年）には児童福祉法が改正され、児童虐待など要保護児童を発見した者に対し、通告の義務が課せられました。

本市では、要保護児童等対策地域協議会を設置し、個別ケースの実態把握を行うとともに、児童福祉施設職員、教職員、民生委員・児童委員、医師など児童虐待を察知しやすい立場にある職種の人々と連携を図って、事態の早期発見に努め、児童相談所との通報網の整備や速やかな判断による一時保護の措置などを実施します。

(5)健全育成に向けての取組

子どもを有害図書や有害広告、アダルトビデオなど成長に好ましくない環境から守ることは重要な課題です。このため、関係機関、団体や青少年育成市民会議の協力を得て、子どもを取り巻く社会環境を点検するとともに、関係業界への自粛、自製の協力要請を行うなど環境の浄化を図ります。

また、関係機関や団体、地域との連携を図りながら、子どもの心身を鍛え創造性や自主性、協調性を育むため、健全育成の拠点となる場や機会を提供し、心身ともに健康な子どもたちを育成する事業を推進します。

(6)児童の性的被害の防止および健康被害の防止

近年、インターネットの^{資料 P 3}出会い系サイトを利用した児童買春をはじめ、児童、生徒が被害者として巻き込まれる犯罪が全国的に増加しています。

性被害などの弱者である子どもの安全を確保するために、子どもや保護者の防犯意識、性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し、地域社会での見守りを推進します。

また、学校においては、思春期の児童、生徒を対象に、妊娠、出産、育児やエイズをはじめとする^{資料 P 2}性感染症の予防などについての保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と、生命の尊厳や母性の社会的機能などの重要性を認識させるため、発達段階に即した教育に努めます。

(7)子育て支援の充実

子育て中の親にとっては、行政の子育て支援および保育機関におけるサービスの充実や、地域での支え合いが必要です。

そのため、乳幼児の育児に関する相談事業や妊娠中の夫婦に対する両親学級の開催、乳幼児検診の充実に努め、子どもたちの健やかな成長、発達を支援します。

また、保育所においては、健康で安全な情緒の安定した生活ができる環境を整備し、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できるように、家庭や地域と連携を図り、健全な心身の発達を図ります。

また、保育所などに通っていない親子については^{資料P2}子育て支援センターなどの相談支援の機能を充実し、安心な子育てを支援します。

(8)相談体制の充実

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、虐待や育児放棄などによる子どもの人権侵害など、健やかな成長を阻害される要因が増加し、内容も多様化しています。子どもも一人の人間として、その人権が尊重され、守らなければなりません。

このため、子どもや家庭に関する各種相談機関との連携を強化し、相談体制の整備を推進するとともに、PTAや子どもクラブなどの協力を得ながら、地域ぐるみで子どもが気軽に相談できる体制を築くよう努めます。

4 高齢者に関する問題

《現状と課題》

世界各国で高齢化が進む中、平成 11 年（1999 年）を「国際高齢者年」とするなど、国連は世界各国の高齢者問題に関する積極的な取組を呼びかけてきました。

わが国における 65 歳以上の高齢者人口は、平成 20 年（2008 年）8 月 1 日現在で、総人口に占める割合が 22.2%（総務省統計局発表）となっており、今後平均寿命の伸びや少子化の進行により平成 27 年（2015 年）には 25%を超えるという、諸外国がかつて経験したことのない本格的な高齢化社会が到来するものと予測されています。

このように高齢化が進む中、本市では、^{資料 P 4}ホームヘルプサービスや^{資料 P 3}デイサービス、^{資料 P 2}ショートステイ事業をはじめ、在宅高齢者住宅改良や福祉用具貸与など^{資料 P 2}在宅福祉サービスに積極的に取り組んでいます。

また、平成 12 年（2000 年）に創設された介護保険制度により介護の社会化が進んでいますが、要介護者を抱える家族の心身の負担はまだ重く、今後ますます進展する高齢社会に対応するためには、年金、医療、福祉などの社会保障制度の改革が強く求められています。

さらには、高齢者のニーズと権利擁護の視点に立った安心して暮らせる福祉、医療、保険制度の確立が求められるとともに、養護者による高齢者への暴行や介護放棄などの高齢者虐待防止に対する取組も必要となっています。

これからは、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心していきいきと暮らすことができるよう、市民一人ひとりが高齢化に伴う問題に対する理解を深めることがますます重要であり、高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざした教育・啓発を推進していく必要があります。

《施策の方向》

本市では、「鳥栖市老人保健福祉計画」を平成 18 年 3 月に策定し、その趣旨に沿った総合的かつ効果的な取組を実施していますが、平成 21 年度からは見直しを盛り込んだ取組をさらに継続していきます。

(1)市民意識の高揚

①教育、啓発の推進

高齢者が、多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として、敬愛されるとともに高齢者の一人ひとりが社会の構成員として尊重されるために、高齢者の人格や人権に十分配慮する必要があります。

このため、高齢者の人権に対する市民意識の高揚を図り、理解を深めるための教育・啓発を推進します。

②社会参加への支援

高齢者が関わる行事を支援し、その行事を通じて高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進を図られるように努めます。

(2)学校における社会福祉の推進

学校教育においては、地域社会で熱心に活動している人の講師派遣や福祉サービス等の体験活動を通じて、高齢者に関する福祉教育の充実を図ります。

また、福祉施設などの訪問、学校行事への高齢者の招待などによる心の交流や、高齢者福祉に関する教育講演会などを実施し、児童、生徒が高齢化社会に関する知識や、福祉、介護等の問題についての理解を深め、主体的に行動できる意識が育成されるよう努めます。

(3)高齢者への虐待防止の取組

身体への暴行や介護放棄などの高齢者への虐待問題は、高齢者の安全と尊厳を著しく脅かす極めて重大な問題であることから、国により高齢者虐待の防止を目的とした「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年（2006年）4月に施行されました。

本市では、この法律の趣旨を積極的に周知するとともに、高齢者への虐待問題に対する市民への啓発を推進します。

また、直接に介護などで高齢者と関わる業務に携わる地域^{資料P.3}包括支援センターや関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見やネットワークの充実に努めます。

(4)介護サービスの充実

介護保険の基本理念である、住み慣れた地域で高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような環境づくりを支援します。

①在宅サービス体制の整備・充実

被介護者の在宅生活を支えるため、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービス体制の基盤整備を促進します。

②施設サービス体制の整備・充実

施設サービスを希望する要介護者への対応として、^{資料P1}介護老人福祉施設や^{資料P1}介護老人保健施設、

^{資料P1}介護療養型医療施設の充実を図ります。

(5)生活支援体制の充実

①ひとり暮らし、虚弱高齢者への支援

介護保険制度で対応できないひとり暮らしや虚弱高齢者が、安心して地域で生活できるように支援体制の充実を図ります。

②相談体制の充実

地域包括支援センターや^{資料P2}在宅介護支援センターにおける高齢者や介護者等の保健、医療、福祉の相談事業を実施するとともに、他の関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

(6)健康・生きがいづくりの推進

本市では、高齢者の心身の健康保持のため^{資料P4}レクリエーション、伝承活動、奉仕活動等、高齢者が自主的、積極的に参加できる事業を実施している老人クラブ連合会に対し、助成を行っています。

今後も高齢者が、健康で積極的に地域社会活動に参加し、自ら生きがいのある豊かな人生を創造できるように、増加している^{資料P3}認知症の予防対策、高齢者の文化、学習、スポーツ事業の活動支援、^{資料P4}老人福祉センター等の改善・効果的な運営、また、^{資料P2}シルバー人材センターの支援などの事業を推進します。

5 障がいのある人に関する問題

《現状と課題》

近年、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化しつつあり、従来の障害という概念でとらえていた以上に、障害の内容や範囲は拡大しています。

国連においては、平成4年（1992年）「国連障害者の10年」の終了を受けて、アジア太平洋地域における、「障害者に関する世界行動計画」をさらに推進するため、「アジア太平洋障害者の10年」がスタートしました。この「10年」は平成14年（2002年）5月、わが国の主唱により、さらに10年延長されました。

この間、価値観の多様化や^{資料P4}ライフスタイルの変化などを背景に、国においては、平成15年（2003年）4月に障害者（児）福祉サービスの一部が、それまでの「措置制度」から本人の選択による利用を基本とする「支援制度」へ移行し、さらには、平成18年（2006年）10月に全面施行された「障害者自立支援法」により、障害福祉サービスの再構築が図られました。

本市では、^{資料P3}「ノーマライゼーション」^{資料P4}「リハビリテーション」の理念の下、平成18年3月に「障害者自立支援法」を踏まえた「鳥栖市障害者福祉計画」を策定し、積極的な社会参加の支援として、福祉タクシーの料金助成、身体障害者自動車改造、自動車免許取得助成、コミュニケーション支援、外出介護支援など、さまざまな事業を実施しています。

しかし、障害や障がいのある人に対する理解や認識はまだまだ十分とは言えず、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在しています。

誰もが高齢になれば、心身におけるさまざまな障害が発生する可能性は大きくなります。このため、障がいのある人の問題はすべての人にとって、自分自身の将来の問題として真剣に考える必要があります。

《施策の方向》

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、心身に障害があっても自分の力で物事を決定し、誇らしく生きることができるノーマライゼーション、リハビリテーションの理念の実現を目標とします。さらには障がいのある人もない人も、みんなが互いに支えあい、社会参加できるまちづくりをめざし、次のような施策を推進します。

(1)社会参加の促進

①啓発の推進

●広報による啓発

障がいのある人に対する事業を知らない人がまだまだ多く、市民の理解と認識を深めるため、市報、ホームページ、マスメディアなどを幅広く効果的に活用しながら、広報活動を展開し、障がいのある人が自立した生活が送れるように支援します。

●ボランティア活動の促進

誰もが対等であるという共生の意義をより深く理解してもらうために、市民に対してボランティア活動の参加を呼びかけ、また、ボランティア活動の情報を障がいのある人へも提供し、社会参加の促進に努めます。

②育成・教育の充実

●育成施策の充実

障がい児に対する早期療育訓練を充実し、障害児施設通園事業による心身の療育・育成を継続して実施します。また障害児保育については、障害の種類や状況に応じた受け入れに努めます。

●教育の充実

障がい児に対して、^{資料P3}特別支援学級、^{資料P3}特別支援学校などにより、社会的自立と能力の向上を図ります。

●スポーツ・レクリエーション・文化活動への支援

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション・文化活動を支援するとともに、活動に参加できる機会の拡充に努めます。

③雇用促進・就労援助措置の充実

●雇用促進の充実

障がいのある人の経済的自立を支援するため、関係機関と連携し、事業主の理解と協力を求め、雇用の促進を図ります。

●就労援助措置の充実

各種助成措置等を周知し、雇用についての事業主の取組を促すなど雇用機会の確保と拡大に努めます。

(2)保健・医療の充実

保健医療の充実による障害の防止、予防を推進するために母子保健、成人保健の重要性について啓発するとともに、健康診査の受診勧奨に努め、障害の早期発見、早期治療を促進します。

(3)日常生活における支援

本市では、障がいのある人に対し、^{資料P4}補装具の交付や日常生活用具の給付、貸与などの日常生活に対する支援を行い、また障がいのある人やその家族の生活上のニーズに適切に対応できるよう、気軽に相談できる「^{資料P3}総合相談支援センター」を設置しています。

今後もこれらの事業を継続するとともに、自分の暮らしている地域において、障がいのある人が安心して日常生活を送れるように、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの居宅生活の支援や、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動の支援、また、居住の場が必要な人に対して、^{資料P1}グループホームや^{資料P1}ケアホーム等の施設入所支援を推進し、^{資料P2}社会福祉協議会はじめ福祉関係団体との連携を密にして地域の特性に応じた地域生活支援事業や障害者福祉サービスの構築に努めます

(4)生活環境の整備

本市では、生活環境における^{資料P3}バリアフリー化を促進するため、道路、建物、交通安全施設などの公共施設の段差解消や^{資料P2}スロープ化などを進めています。

今後も障がいのある人の意見を反映していけるように関係機関との連携を図り、人にやさしいまちづくりを推進します。

6 外国人に関する問題

《現状と課題》

近年の急速な国際化の進展により、日本在住の外国人の数は増加しています。本市の外国人登録者数も、平成 20 年 12 月末現在で 536 人と、平成 10 年（332 人）に比べて 204 人、平成元年（216 人）に比べて 320 人の増加となっており、20 年の間におよそ 2.5 倍となっています。

今や国際化の潮流は、国、地方自治体、企業レベルの交流から、市民レベルへと進展してきており、本市においても経済分野における交流活動をはじめ、文化、スポーツの分野においても交流活動が活発になっています。

しかし、日本語が不自由な外国人にとって、市民と交流する時や必要な情報を収集する時など日常生活において不便な状況が見受けられ、行政のサービスも十分とはいえない状況です。

また、言語、文化、生活習慣、風俗、宗教などの異なる外国人に対する差別や偏見はいまだに存在しています。このような問題をなくすために、外国人を地域の一員として共に生きる「多文化共生」意識の醸成が重要です。そのためには、歴史的経緯や文化、生活習慣などの違いを認めあい、正しく理解されるよう市民への啓発を進めるとともに、外国人のための相談体制の充実や日本語、日本文化の理解に対する支援を行うための方策を推進していく必要があります。

《施策の方向》

さまざまな国籍の人たちが、快適で安心して生活できるまちを創造するために、また、本市を訪れる外国人が楽しく過ごせるように、外国人との相互理解、友好関係を築く必要があります。

本市では人種、民族、国籍を問わず、お互いに尊重しあう「多文化共生」意識の醸成を図るため、次のような施策を推進します。

(1)国際色豊かな人材の育成

外国の生活習慣や文化への理解を深め、豊かな国際感覚を育むため、小中学校への^{資料P4}ALT（外国語指導助手）の配置や、充実を図り、国際性豊かな人材を育成します。

(2)国際理解の醸成

外国人への差別意識や偏見をなくすために、市民への外国文化などを学べる機会の提供や啓発を推進し、歴史的経緯や文化、生活習慣の相違などを正しく理解されるよう努めます。

(3)情報提供の充実

外国人来訪者に対して、市内の主要施設や観光についての外国語による情報提供を図ります。
また、市民に対しても海外友好交流都市であるドイツのツァイツ市の情報や交流の状況などを広く広報し、情報の提供、住民サービスの充実に努めます。

(4)交流事業の推進

文化芸術の公演などを通して外国人との交流を深めます。また、さまざまな分野における市民団体などの交流事業を支援、推進します。

(5)民間ボランティアとの協働

現在、市で取り組んでいる、語学ボランティアの募集、登録の充実を図るとともに、民間ボランティアとの協働活動を推進し、外国語通訳、観光ガイドなど色々な言語が必要な時に活用していきます。

7 患者等に関する問題

《現状と課題》

^{資料 P 1}感染症や^{資料 P 3}難病等については、まず治療や予防といった医学的対応が不可欠ですが、感染症の中にはH I V感染症、ハンセン病、^{資料 P 4}C型肝炎など偏見や差別を生んでいる疾患も多く、患者や元患者、その家族に対する差別意識の解消など人権尊重の視点も重要となります。

わが国では、感染症の発生予防と感染拡大防止、患者・感染者に対する良質な医療の提供、感染拡大防止措置を必要とするときの患者・感染者の人権尊重といった視点を盛り込んだ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成 11 年（1999 年）4 月に施行されました。しかし、現在でも医学的に見て不正確な知識や思いこみなどによる理解不足の結果、感染症や難病等を抱えている人たちに対する偏見や差別意識が生じ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

感染症の中でもH I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全^{資料 P 1}ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズと呼んでいます。エイズは昭和 56 年（1981 年）にアメリカで最初の症例が報告されて以来、世界的に広がり、わが国でも昭和 60 年（1985 年）に最初のエイズ患者が発見され、その後非加熱血液製剤の薬害により社会問題となりました。H I Vは、日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスにもかかわらず、当時、簡単に感染し発病すれば必ず死亡するという誤った情報が広がったため、患者や感染者などへの多くの偏見や差別が発生しています。

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症です。しかし、「らい菌」に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、飲食、入浴などの日常生活における感染は、ほとんどありません。仮に発病した場合でも、現在では治療法が確立しており、遺伝する病気でないことも判明しています。平成 8 年（1996 年）4 月に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、国による強制隔離施策は終結しました。しかし、病気が完治しているにもかかわらず、家族などとの関係を絶たれ、また後遺症である身体の障害のため、依然として偏見や差別が発生しています。

これら以外にも、さまざまな感染症や難病等に対する知識と理解の不足から、患者や家族などに対する偏見や差別はいまだに根深いものがあり、本市においても偏見や差別解消に向けた啓発に取り組む必要があります。

《施策の方向》

市民に対し感染症に対する知識と予防や、感染症患者の人権が尊重されるよう教育・啓発活動を推進します。また、誰もが良質で適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対処できるよう県保健福祉事務所や医療機関等との連携を図りながら教育・啓発活動を推進します。

(1)啓発活動の推進

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者、難病患者等についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、県保健福祉事務所等の関係機関と連携した啓発や、市報やホームページなどによる市民への啓発活動を推進します。

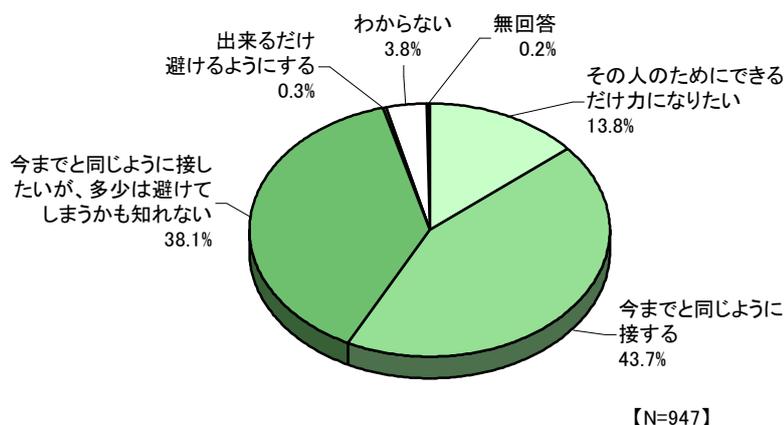
また、学校教育においては、人権尊重をテーマにエイズ教育などを実施し、感染症に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

さらに、県保健福祉事務所が実施しているエイズ相談の利用や、市や職場で実施している肝炎ウイルス検診の受診を勧めます。

(2)企業等への啓発

H I V感染者等が採用時や職場内において、不当な扱いを受けないための啓発を関係機関と協力しながら推進します。

平成 19 年度鳥栖市民意識調査
【親しくしていた人が HIV 感染者等難病患者と知ったときの態度（接し方）について】



8 インターネットによる人権侵害

《現状と課題》

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立っています。

わが国のインターネット利用者数は、ここ数年で急激に増加しており、総務省の統計によると、平成19年度（2007年度）の世帯利用率は90%を超えたといわれています。

この急速なインターネットの普及を背景に、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や団体にとって有害な情報の掲載、また未成年被疑者の実名、顔写真の掲載などが行われ、人権に関わる問題が多数発生しています。そして、その情報は一瞬にして大勢の人々に伝わってしまい、取り返しのつかない事態を引き起こすこともあります。

また、パソコンや携帯電話の急速な普及に伴い、出会い系サイトによる未成年者に対する性犯罪の誘発、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなどによる子どもに対する人権侵害も深刻な社会問題になっています。

《施策の方向》

本市では、インターネットによる人権侵害を防ぐために、利用者一人ひとりが、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう、以下の取組を積極的に進めます。

(1) 啓発活動の推進

平成14年（2002年）5月に施行された、「特定電気通信役務提供者の賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律」（資料P3プロバイダー責任制限法）には、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われたときに、被害者がプロバイダーや資料P2サーバーの管理者などに対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。こうした法的措置の周知を図るとともに利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解のもと、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載することがないように、市民に対して啓発に努めます。

また、他人の人権を侵害する恐れのある悪質な書き込みや、個人情報の無断掲載などに対して、法務局や警察、県等と協力しながらプロバイダーなどに対し当該情報の停止・削除の自主規制を求めるなど、侵害状況の排除に努めます。

(2) 学校における情報教育の推進

学校教育の現場においても、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題など、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルまたは危険について理解させるための教育の充実を図ります。

9 人権に関するさまざまな問題

前述の重点的に取り組むべき分野別人権問題のほかにも、次のような問題が存在します。

(1)行政の個人情報保護

近年の著しい高度情報化の進展に伴い、大量かつ広範な情報の処理と伝達が可能となりました。このことは、個人情報にもおよび情報通信、金融、医療をはじめとした各分野で本人が意識しない間に、個人情報がさまざまに利用され、その利用範囲も拡大しています。便利になった反面、個人情報が商品化されるなど、その取り扱いによっては、個人の人格的、財産的な権利利益を損なう問題が生じています。

情報機器の高性能化や情報化社会の急速な進展によって、企業等が保有する顧客情報などの個人情報が外部に流出する事件が相次ぎ、犯罪に利用される事件も発生しています。

このことから、国においては、平成 15 年（2003 年）5 月に個人の権利利益を保護するため、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限など個人情報の取り扱いについて定めた「個人情報の保護に関する法律」が公布され、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に施行されました。

本市では、市民に対して個人情報の取り扱いに対する注意を喚起するとともに、自分の情報は自分で守るとの意識づくりに努めます。また、市が保有するあらゆる個人情報については、平成 15 年 4 月に「鳥栖市個人情報保護条例」を施行し、個人情報取り扱い事務を所轄する各課の長が個人情報管理責任者として慎重な管理を行っており、今後も細心の注意を払い、個人の権利、利益を保護します。

(2)ホームレス

近年のわが国の経済、雇用情勢などを反映し、失業などの経済的要因に加え、家庭問題などの個人的要因が複合的にからみあって、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちが増えつつあります。

ホームレスとなった人の多くは、衛生面や食事の確保、健康面での問題などを抱えており、また一部には地域住民との間にあつれきが生じることがあるなど、人権への配慮が求められています。

国においては平成 14 年（2002 年）8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が公布、施行され、地域社会の理解と協力を得て、雇用や就業機会、安定した住居、保健、医療の確保などの施策を通じて、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などを行うことが定められています。

ホームレスに関する問題については、国、県、他市町、関係機関などと連携、協力しながら、市民の理解と協力を得てホームレスの自立支援などに関する施策の推進を図ります。

(3)性同一性障害

性同一性障害のある人は、心の性と体の性が一致しないため、生まれながらの自分の性に強い違和感を持つと同時に、無理解や偏見などにより、嫌がらせや侮辱的なあつかいを受けるなどさまざまな不利益や差別を受けることがあります。

これら戸籍上の性別と外観が一致しない人を救済する「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が平成15年（2003年）に制定され、一定の条件を満たせば家庭裁判所の審判によって戸籍上の性別を変更できることになりました。

しかし、行政文書の性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居などさまざまな問題が指摘されています。

そのため、性同一性障害の理解不足による偏見や差別意識を解消し、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会を実現するため、性同一性障害のある人を尊重し正しい理解と認識が深まるよう啓発活動に努めます。

(4)その他の人権問題

これまでに記述した以外にも、本人に更生の意欲があっても、地域住民の根強い偏見や差別意識が問題となっている刑を終えて出所した人の問題や、同性愛者への偏見や差別といった問題、さらには中国残留孤児やその家族の問題、アイヌの人々の問題、矯正施設における被収容者の問題、北朝鮮による日本人拉致問題、^{資料P.2}人身取引（トラフィッキング）の問題など、人権に関するさまざまな問題があります。

このような人権問題に対しても、あらゆる機会をとらえ人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、国際化や高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じた取組を進めます。

第4章 本市における推進体制等

1 推進体制

本基本方針に基づく人権教育・啓発の総合的な推進を図るため、鳥栖市人権教育・啓発推進本部を中心に全庁体制で適切な推進に努めます。

また、具体的な施策の推進にあたっては、推進本部および幹事会を通じて本基本方針の趣旨や内容の徹底を図ると共に、庁内の各部署における事務事業に存在する人権問題について、相互の理解と認識が深まり効果的な施策となるよう、会議の活性化を図るなど、これまで以上に相互の連携を深めます。

2 国、県、他の市町及び関係団体との連携

本基本方針の取組の実効性を挙げるためには、国や県、他の市町との連携を図ることが重要です。

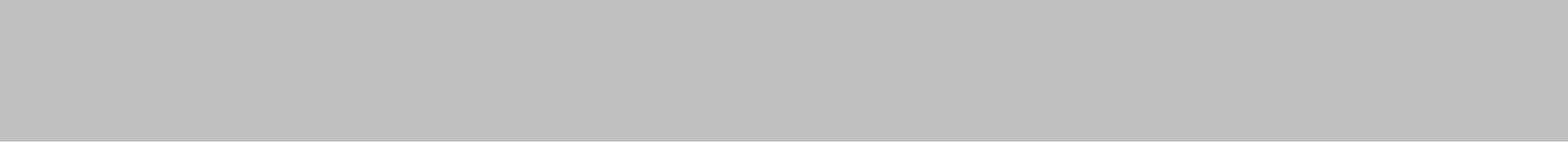
このため、国の動きを注視しながら、県及び県内の他市町との連携を図り、積極的な取組を行うよう努めます。

また、人権教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中だけでなく、各種の啓発団体、社会教育関係団体等との連携が必要です。

今後はさらに、連携、協力を強化しながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

3 基本方針の見直し

推進本部では、本基本方針を推進していく過程において、国内外の社会状況の変化や価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じた見直しを適宜行うこととします。



資料

資料

用語の解説	1
世界人権宣言	6
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	9
鳥栖市人権擁護に関する条例	11
鳥栖市人権教育・啓発推進本部設置要綱	12
鳥栖市人権教育・啓発推進機構図	14

用語の解説

【あ】

インターネット

世界規模のコンピューターネットワーク。アメリカ国防総省が構築した実験的な軍事用ネットワークから発展し、大学・研究機関等のコンピューターの相互接続により、全世界を網羅するネットワークに成長。パソコン通信のように一台のホスト・コンピューターがサービスを提供するのではなく、全世界に分散するサーバーにより運用・管理される。

インフォームド・コンセント

患者が、医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上同意すること。

ウイルス

ラテン語で「毒」を意味する言葉。他の生物の細胞を利用して、自己を複製させることのできる微小な構造体で、タンパク質の殻とその内部に詰め込まれた核酸からなる。生物学上は非生物とされている。

えせ同和行為

同和問題は、怖い問題であり避けたほうがよいとの誤った意識に乗じて、同和の名を名乗り、さまざまな不当な利益や義務のないことを要求する行為をいう。

えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や、同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発効果を覆し、同和問題に対する誤った認識を植え付けるといふ悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

【か】

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床で医療、療養上の管理、看護などを行う施設。

介護老人福祉施設（特別療養老人ホーム）

常時介護が必要な高齢者等で、在宅での介護が困難な方が入所し、日常生活での世話をを行う施設。

介護老人保健施設（老人保健施設）

疾病、負傷等により介護が必要な高齢者等が入所し、看護、医学的管理の下における機能訓練やその他必要な医療を行うとともに日常生活のお世話をし、自宅へ復帰することを旨とする施設。

感染症

病原体の侵入増殖によって人体機能が侵害される病気。

基本的人権の尊重

人権は、すべての人間が生まれながらに享有する永久不可侵の権利にほかならない。また、すべての人間に普遍的に保障された権利であり、人間が生まれながらに享有する、人間固有の、自己以外のいかなるものからも侵されることのない不可侵の権利である。そして、現在のみにならず将来の国民にも等しく与えられた永久の権利である。

キャンペーン

ある特定の問題についての宣伝活動。

グループホーム

介護の必要な知的障害のある人が、家庭的な環境の中で、共同生活を営みながら自立的な生活をする住居。専任の介護スタッフが 365 日 24 時間体制でサービスを提供する。

グローバル

全世界的な。世界規模の。地球規模の。
グローバル化は「国際化」と言い換えることが出来る。

ケアホーム

グループホームの対象となる人よりも介助の必要な人を対象とするもので、共同生活を営みながら自立的な生活をする住居。

公正採用選考人権啓発推進員

雇用主が同和問題などの人権問題について、正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行うため、一定規模以上（佐賀県の基準は 30 人以上）の事業所に設置が求められている。就職の機会均等を確保するという視点から、公正な採用選考システムを確立するため、採用選考に関して相当

の権限を有するものから選任される。

子育て支援センター

核家族の進行、出生率の低下等への対応として、地域全体で子育てを支援するため、専門の指導員を配置し、育児相談や情報提供を行っている。

【さ】

在宅介護支援センター

在宅で高齢者等を介護している家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、必要な保険、福祉サービスが受けられるように行政機関、サービス実施機関との連絡調整等を行う機関。

在宅福祉サービス

社会福祉の利用者を居宅において援助するための各種福祉サービス。施設機能を利用したショートステイ、デイサービスのほか、ホームヘルパーの派遣、入浴サービス、配食サービスなどがある。

サーバー

コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自分の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバーなどが該当する。また、クライアントソフトウェアに対し、自分の持っている機能やデータを提供するソフトウェアのこと。

社会福祉協議会

地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民が参加する福祉活動を推進し、社会福祉上の諸問題の解決に取り組み、地域住民の福祉を増進することを目的とする民間非営利団体で、市区町村、都道府県、政令指定都市、全国の各段階に組織されている。

ショートステイ（短期入所療養介護）事業

在宅で介護をしている家族が諸事情により介護のできない期間（一週間程度）、要介護者が施設に宿泊し、日常生活のお世話を行うサービス。

シルバー人材センター

おおむね 60 歳以上の高齢者を会員とし、その社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を斡旋するために組織されている。

人権擁護委員

地域住民の中にあつて人権擁護活動を行う任務をもった人。市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する。地域においても、自由人権思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護している。

人身取引（トラフィッキング）

人身売買。人間を誘拐などの強制手段や甘言によって誘い出して移送し、金銭などによって売り払う行為で人の密輸とも言われている。

スクールアドバイザー

平成 11 年（1999 年）10 月から開始。県の「教育ルネッサンス 21 さがっ子育てアクションプラン」の一事業で、不登校や問題行動への対応策として、このスクールアドバイザーが学校に派遣されている。県内全ての小中学校で専門家による教育相談が受けられるよう、スクールカウンセラーが配置されていない県内の各中学校区に配置されている。

スクールカウンセラー

文部省は平成 7 年度から、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」を開始している。この事業で選考され、研究委託校に派遣されている者はスクールカウンセラーと呼ばれ、臨床心理士など臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するものである。

スロープ

建物の入口などに設けられたなだらかな勾配。

性感染症

性行為によって感染する病気の総称。性行為感染症やSTD/STIとも呼ばれる。

セクシュアル・ハラスメント

「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るもの」であり、日本では、一般的に「セクハラ」と略して、使用されることが多い。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。

総合相談支援センター

障害者自立支援法の市町村事業として鳥栖市・みやき町・上峰町・基山町の1市3町から委託を受け、平成19年4月に開設した特定非営利活動法人。障害のある方や、その保護者、介護者の相談に応じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を実施している。

【た】

出会い系サイト

インターネットを通じて不特定の男女がナンパや出会いを目的としたやり取りをするウェブサイトの総称。

デイサービス（通所介護）

在宅で介護が必要な高齢者や身体障害者の方が施設等に通り、食事や入浴、日常動作訓練など日帰りで受けるサービス。

特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する教室のこと。それまでの「特殊学級」をいう。

特別支援学校

地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として位置づけられた学校で、それまでの「盲・聾（ろう）・養護学校」をいう。

【な】

難病

一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す言葉であり、医学的に明確に定義された用語ではない。「難病」のうち、治療や療養に関して行政の特別な対策が必要であると指定した疾病を「特定疾患」と呼んでいる。

認知症

成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって、日常生活に支障をきたした状態をいう。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（正常な様子）であるという考え。

【は】

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

プライバシー

他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由。

プロバイダー

通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する業者。

包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置されている。

補装具

身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いすなどで、杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

ホームページ

インターネット上のWWW（ワールドワイドウェブ）というシステムから情報発信する時、それぞれの利用者の目次に相当するページのこと。

ホームヘルプサービス（訪問介護）

在宅で介護が必要な高齢者や身体障害者のいる家庭を訪問し、家事援助や身体介護等の日常生活の手伝いを行うサービス。

【ま】

マスメディア

マスコミュニケーションの媒体。新聞、出版、放送、映画など。大衆媒体。大量伝達手段。

【ら】

ライフスタイル

生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の行き方。

リーフレット

広告・案内・解説・宣伝などに使用する、一枚あるいはおりたたみ式の小型の印刷物。ちらし。

リハビリテーション

治療段階を終えた疾病や外傷の後遺症を持つ人に対して、医学的、心理学的な指導や機能訓練を施し、機能回復・社会復帰をはかること。更生指導。リハビリ。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念。「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ理由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が、幅広く論議されている。

レクリエーション

仕事や勉強などの精神的・肉体的な疲れを、休養や娯楽によって癒すこと。また、そのために行う休養や娯楽。

老人福祉センター

老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することを目的とする施設。

【A】

ALT（外国語指導助手）

昭和62年（1987年）8月から地方自治体が、自治省、文部省、外務省の協力の下に実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」によって来日し、中学校において英語指導に当たっている者。ALTとは、Assistant Language Teacherの略称である。

【C】

CATV

ケーブルテレビジョンの略称。

C型肝炎

C型肝炎ウイルス（HCV）に感染することで発症するウイルス性肝炎の一種。血液が主な感染経路で、輸血による感染や、注射針の複数人への使用、臓器移植などによるとされている。

【D】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいう。殴る、蹴ると言った物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含めた概念をいう。

【H】

HIV感染者

ウイルス HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人。

【P】

PTA

Parent-Teacher Association の略。父母と教師の会。教育効果の向上、子どもの幸福実現を目的とする。1897年アメリカで結成。日本では第二次対戦後設立。普通は学校単位に結成されている。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えるか否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通

選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければ

ならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

鳥栖市人権擁護に関する条例

平成10年3月24日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、人権の侵害をなくし、人権の擁護を図るために必要な事項を定めることにより、人権尊重を基調とする明るく住みよい鳥栖市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に人権を尊重し、自らも人権の侵害及び人権の侵害を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う施策に協力するものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 人権擁護意識の高揚、啓発に関する施策

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 人権擁護に関し必要な事項を調査審議するため、鳥栖市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

鳥栖市人権教育・啓発推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、鳥栖市人権教育・啓発活動推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥栖市人権教育・啓発活動に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他本市が行う人権教育・啓発に関すること。

(推進本部)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務について協議調整を行うとともに推進本部が決定した施策の推進に関して必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康福祉部長を、副幹事長は教育部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 推進本部の所掌事務について施策の調査、研究、推進等を図るため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長は社会福祉課長を、副作業部会長は生涯学習課長をもって充てる。
- 4 作業部会員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会長は、作業部会を総括する。
- 6 副作業部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進本部、幹事会又は作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部及び幹事会の合同会議を招集することができる。

3 幹事又は作業部会員は、それぞれの幹事会又は作業部会の会議に出席できないときは、当該幹事又は作業部会員が指名する者が代理して出席することができる。

4 本部長、幹事長及び作業部会長は、関係者の出席が必要と認めるときは、その関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部社会福祉課（主管）及び教育部生涯学習課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

別表第1

本部員

総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 環境経済部長 建設部長 教育部長
--

別表第2

幹事

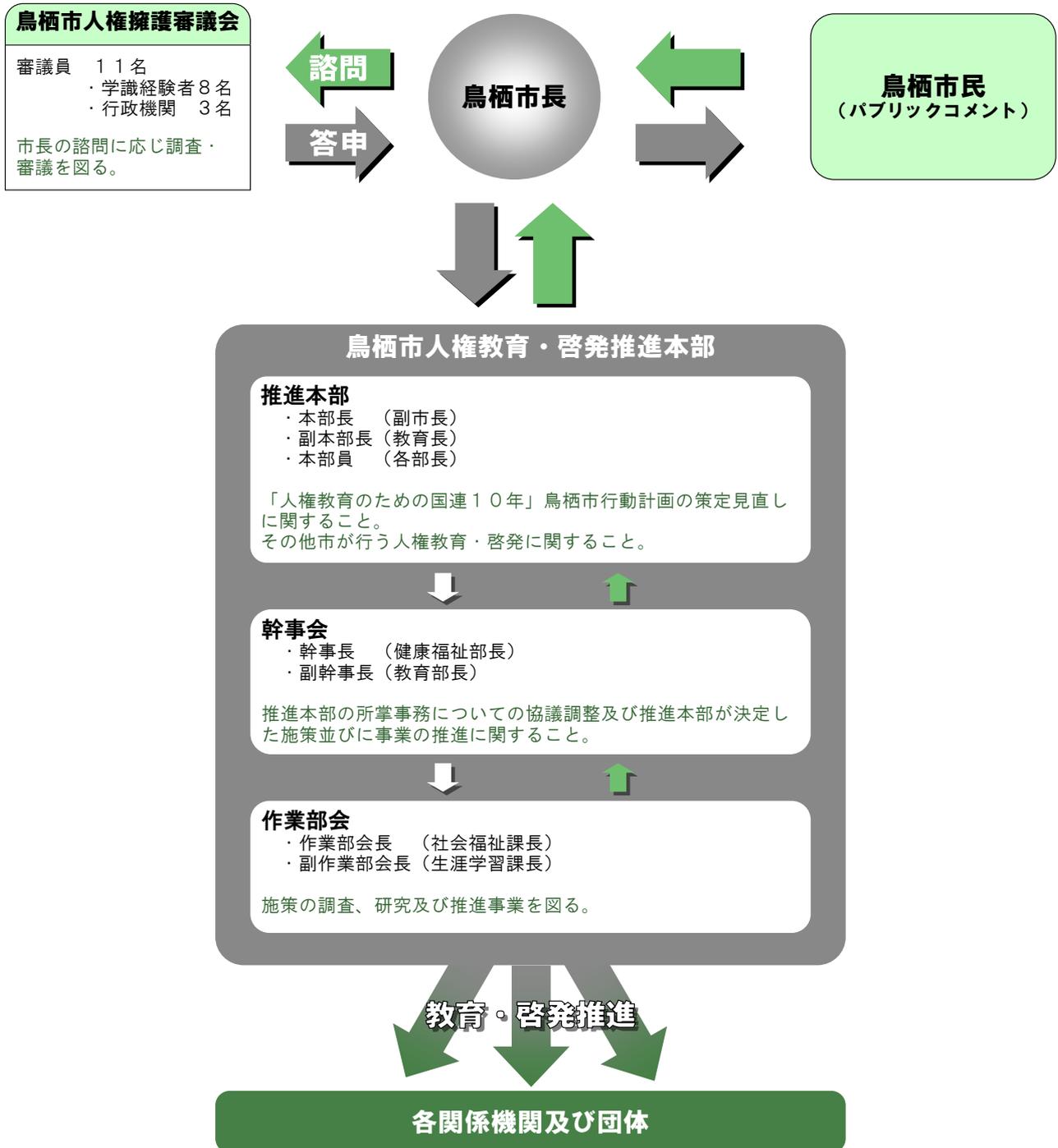
総務課長 総合政策課長 情報管理課長 財政課長 市民協働推進課長 社会福祉課長 こども育成課長 健康増進課長 商工振興課長 建設課長 都市整備課長 教育委員会総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長
--

別表第3

作業部会員

総務課職員係長 総合政策課政策推進係長 情報管理課情報化推進係長 財政課財政係長 市民協働推進課市民協働推進係長 社会福祉課地域福祉係長 こども育成課子育て支援係長 健康増進課健康づくり係長 商工振興課商工観光労政係長 建設課土木係長 都市整備課道路・交通政策係長 教育委員会総務課総務係長 学校教育課学校教育係長 生涯学習課生涯学習推進係長 スポーツ振興課スポーツ振興係長

鳥栖市人権教育・啓発推進機構図



鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針

平成21年（2009年）3月

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市健康福祉部 社会福祉課

TEL : 0942-85-3655

鳥栖市教育委員会 教育部 生涯学習課

TEL : 0942-85-3521